

県民の絆

2023

VOL.

63

暴力団追放
三ない運動

ワン

+1

令和4年度 暴力追放イメージポスターコンクール 最優秀賞 八幡中央高等学校3年 安藤 花梨

暴力団を利用しない

暴力団に金を出さない

暴力団を恐れない

暴力団と交際しない



公益
財団法人

福岡県暴力追放運動推進センター



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
理事長 瓦林 達比古

新年の

ことほ 新しい年を寿ぐ

新年、明けましておめでとうございます。この冬も、まだまだコロナ禍から抜けきれない毎日ですが、皆様、恙無くお過ごしでしょうか。コロナウイルスの変異の速さに追いつけない現代医療に、地球温暖化やウクライナ戦争と共に人間の傲慢さや業の深さを痛切に感じざるを得ない今日この頃です。しかし、時の流れは人間社会の森羅万象を越えて、またいつもと変わらない新年を迎えることができました。人は連続した時間を秒、分、時、日、月、年などに区切ることを覚えましたが、だからこそ新年は、自らの過去にけじめをつけて新しい気持ちで前に進む新たな出発点なのでしょう。

コロナに関しては、ウイルスも変わっているのですから、人もこれまでに得てきた体験を糧にして、変わらなければなりません。本年は、間違いなく明るい日常に変わって行くと信じています。

さて、福岡県の暴追センターは平成4年に設立されましたので、昨年30周年、今年は31年目に入りました。この年月を理事長としての立場で考えますと、この間の理事、評議員の方々を初め、職員の皆様には大変なご苦勞をお掛けしたと存じます。関係者の皆様には改めて心より感謝を申し上げます。有難うございました。長い間組織を守り、暴力団壊滅に大きな成果を上げることができて、県民の皆様には深い理解と信頼と期待を抱いて頂いていると思います。昨年は、8月に「第31回暴力追放福岡県民大会」「北九州市「暴力追放・安全安心まちづくり」市民大会」を、10月には「暴力団追放！地域決起会議（福岡地区）」「粕屋地区地域安全大会」を対面で開催致しました。ここにきて、漸く年間予定が平常通り開催できるようになったと感じています。今年も県民の皆様には、暴追センターの各種イベントへのご支援、ご参加を、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

暴追センターも設立30年を超えまして、今後の中長期的な課題も明らかになり、その対応も待った無しになっています。末永く公益目的事業が継続、拡充できるように、持続可能な組織へ改善を進めて参りたいと考えていますので、皆様のご理解とご支援を切にお願い申し上げます。

皆様が変わらないご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

※寿ぐ…喜びや、祝いの言葉を述べる。

ご挨拶

福岡県警察

本部長 岡部 正勝



謹んで新春の御挨拶を申し上げます。

県民の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

県警察では、平成26年に開始した五代目工藤會壊滅作戦を始め、六代目山口組、道仁会等の暴力団組織への徹底した取締りを推進しており、特に昨年は、長年、未解決であった会社役員に対する殺人未遂事件や建設会社社員に対する拳銃使用の建造物損壊等事件で工藤會傘下組織組長らを検挙し、殺人事件で道仁会幹部も検挙しております。

また、県下の暴力団構成員数は、年々減少しており、県内の暴力団勢力は目に見える形で弱体化しております。

これも、県民の皆様方や関係行政機関の力強い御支援・御協力、そして地域社会が一体となった暴力団排除活動の賜であり、改めて感謝を申し上げます。

県警察といたしましては、本年も最重点目標として「暴力団の壊滅」を掲げ、暴力団犯罪の徹底した取締りはもとより、資金源対策、暴力団事務所の撤去、さらに組員の離脱・就労支援という社会復帰対策等、総力を挙げて暴力団対策に取り組んでまいります。

本年も引き続き、暴力追放運動推進センターを始め、県民・事業者の皆様方の一層のお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。

結びに、県民の皆様方の御多幸と御活躍を心から祈念し、新年の御挨拶といたします。



第31回暴力追放福岡県民大会 北九州市「暴力追放・安全安心 まちづくり」市民大会 開催

大会概要

◎日時：令和4年8月4日

◎場所：北九州芸術劇場



福岡県副知事
生嶋 亮介



北九州市長
北橋 健治



センター理事長
瓦林 達比古



警察本部長
岡部 正勝

大会の冒頭には、九州女子大学（北九州市八幡西区）の書道部のみなさんによる『輪』をテーマにした力強く、華麗な書道パフォーマンスのメイキング映像が放映され、来場者の注目を集めました。

本大会は、北九州市と共同開催したことで、主催関係者から県民、市民の皆さんに

○ 暴力団は、市民生活のすぐ近くに存在していること

○ 市民、行政、警察、暴追センターが連携することが重要であること

などを強いメッセージに載せて発信することができました。

恒例になりました「暴力追放ポスターコンクール」では県内の高校生の皆さんから多数の作品が寄せられ、会場のエントランスを飾ることができました。

当センターでは、大会が高校生や大学生の皆さんの作品の発表の場となることで、大会の趣旨が若い世代に脈々と受け継がれることを願っております。

最後に多年にわたり、暴力追放活動に取り組まれた方々への表彰が行われた後、大会宣言が読み上げられ今年の大会も盛会のうちに閉幕となりました。



書道パフォーマンス



九州女子大学書道部の皆さんの作品



暴力追放運動功労者表彰



表彰受賞者の皆さん

暴力追放ポスターコンクール



優秀作品の皆さん

功労者表彰

暴力追放運動功労者

団体 北九州市 萩崎西町内会 様

個人 北九州市 石原 彰典 様
福岡市 柴山 真人 様



暴追ポスターコンクール入賞者表彰

第31回 暴力追放福岡県民大会

最優秀賞



八幡中央高等学校3年
安藤 花梨さん

優秀賞



真颯館高等学校3年
亀田 千遥さん



真颯館高等学校3年
亀田 小遥さん



八幡中央高等学校1年
池田 真菜さん



大牟田高等学校3年
田島 愛佳さん



佳作



大牟田高等学校3年
長濱 亜希さん



八幡中央高等学校1年
秋満 結心さん



東筑紫高等学校1年
榎谷 奈々さん



八幡中央高等学校1年
梶川 天音さん



大牟田高等学校3年
岩田 洗陽さん



大牟田高等学校3年
高田 摩々音さん



大牟田高等学校3年
木稻 迅さん



特別賞



大牟田高等学校3年
矢野 真鈴さん



大牟田高等学校3年
本多 凛音さん



大牟田高等学校3年
森田 ゆう花さん



東筑紫高等学校3年
山本 周平さん



大牟田高等学校3年
一丸 楓太さん



八幡中央高等学校1年
佐藤 蓮華さん



大牟田高等学校3年
田中 太一さん



八幡中央高等学校1年
片山 心晴さん



八幡中央高等学校1年
高田 真奈さん



真観館高等学校2年
福田 美哉さん



八幡中央高等学校1年
金子 美来さん



真観館高等学校2年
藤井 大輝さん



八幡中央高等学校1年
花野 心菜さん



大会会場の様子

暴力追放ポスターコンクールに多数の
ご応募ありがとうございました。



祝！栄えある受賞、おめでとうございます。

令和4年全国暴力追放功労者表彰

個人表彰

暴力追放栄誉銀賞
個人表彰
高松 直史 弁護士

平成12年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。

平成15年、平成17年、平成30年には、暴力団事務所の撤去についての相談を受理した後、それぞれの暴力団事務所を完全撤去するなど、暴力団排除活動に大きく貢献されました。現在は一連の工藤会関連事件について、損害賠償請求訴訟の弁護団の一員としてご活動されています。



個人表彰

暴力追放栄誉銅賞
個人表彰
上地 和久 弁護士

平成12年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。

平成12年、平成19年、平成23年には、暴力団事務所の撤去についての相談を受理した後、それぞれの暴力団事務所を完全撤去するなど、暴力団排除活動に大きく貢献されました。現在は一連の工藤会関連事件について、損害賠償請求訴訟の弁護団の一員としてご活動されています。



令和4年九州管区暴力追放功労者・功労団体表彰

日本中央競馬会 小倉競馬場
代表 **松田 恵作** 氏

平成15年から、暴力団等が存在しない安全で平穏な街づくりを目的に、県警察と連携し、暴力団追放パレードや年末特別警戒出陣式などの拠点となり、積極的に暴排に関する取り組みを継続して行うなど、地域の中心となって暴力団排除活動に尽力されました。

団体表彰



角倉 潔 弁護士

平成16年から福岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属し、暴力団排除を目的とした各種活動に携わっておられます。

平成30年、令和2年には、暴力団事務所の撤去についての相談を受理した後、それぞれの暴力団事務所を完全撤去するなど、暴力団排除活動に大きく貢献されました。現在は一連の工藤会関連事件について、損害賠償請求訴訟の弁護団の一員としてご活動されています。

個人表彰



伊藤 忠 氏

少年補導員連絡会副会長 など

当センター設立当初の平成4年から、非常勤相談員として長年活動を続けられ、暴力団排除活動に尽力されました。

また、少年補導員として40年余りにわたり、少年の非行防止と健全育成、立ち直り支援活動に従事し、警察や学校、地域ボランティアなどとの連携を図りながら、街頭補導活動を積極的に行い、暴力団排除活動に大きく貢献されました。

個人表彰

元暴力団員を雇用して頂ける協賛企業募集中!!

熱血社長奮闘記

Q&A ～元暴力団員を雇用して～

Q 社長、はじめに自己紹介をお願いします。

A 40代男性で、20歳から個人で今の会社を企業して、6年ほど前に、株式会社へと法人化しました。また、別に飲食業も経営しています。

Q 業種や従業員数を教えてください。

A 主に福岡県内で重機やダンプカーなどを使って、家屋の解体・土木全般を行う会社で、従業員は10名程度です。

Q 協賛企業へ登録したきっかけを教えてください。

A え〜と、実は・・・私は元ヤクザでして・・・

Q え〜〜! そうなんですか! 申し訳ない、存じ上げませんでした。では、詳しく。

A はい、私は、先程話しました20歳から個人事業で会社を経営していたのですが、23歳の時、ある暴力団に加入しまして、会社経営をしながら、暴力団員として活動する二足のわらじを履いた生活をしていました。

しかし、35歳くらいの時、暴力団組員として食っていくのはいけない。きちんと正業の事業を成長させ、様々な業種もチャレンジしたいと、一念発起し、お世話になった人に迷惑は掛けたのですが、円満で暴力団を脱退し、本当の社会人としての一步を踏み出しました。

では、なぜ協賛企業に入ったかという点、確か、平成29年だったと思います。

私の会社で雇っていた某暴力団組員が服役しました。

服役を終えた平成29年の秋、彼の出所日、一番に出迎え、連れて帰りました。

彼には、暴力団を脱退させ、私の会社でもう一度雇い入れ、頑張ってもらおうと考えていたので、その足で県警本部組織犯罪対策課を訪ね、警察官と一緒に真剣に説得しました。

私たちの熱意が伝わったのか、彼は脱退届を提出し、結果円満に暴力団を離脱しました。

その時に、説得して下さった警察官に、『協賛企業に入らない?』と協賛企業についての説明を受けました。私は、初めて警察が就労支援をしていることを知り、私の考えと同じではないかと思い、その場で協賛企業に加入した次第です。

Q そうなんです。彼はどうしていますか?

A 今も、私の会社で、右腕として働いてもらっています。もちろん暴力団とは決別していますし、警察にもお世話になっていませんよ。

Q 協賛企業として、今までに元暴力団員を何人受け入れていますか?

A 3人です。

Q 彼らを雇ってどうですか?

A 2人は問題を起こすことなく、本当にしっかり働いてくれています。ただし、1人がですね・・・

Q そうですね。トラブル発生ですね。

A はい。彼は、元々ラグーマンで、体が大きく、体力に自信があるということで、力仕事中心の土木作業にはうってつけと期待していました。ところが、働いてみると、熱中症と思われる手足の痺れを訴えて休憩し、少し働いては休憩と、そんな日々が続きました。最初は、慣れない屋外での現場ということで、大目に見ていましたが、次第に休みがちになり、月の半分が休みになりました。現場では急に休まれると作業に支障があるので、プラス1という形で、現場を転々とするようになりました。現場では、次第に呼ばれないようになりましたので、県警の社会復帰アドバイザーへ相談し、結果辞めてもらうことになりました。非常に残念です。

Q 色々ありますね。

A そうですね。しかし、建設土木関係の仕事は、肉体労働でして、元暴力団員でなくても、この様なことはよく起こります。私の肌感覚ですが、当然元暴力団員の方が打たれ強いですね。片や一般人の方がちょっとタチが悪い人もいますので、一概に元暴力団員だからトラブルを起こすとは限りません。

Q 今後も元暴力団員を雇用して下さい。

A はい、当然です。先ほどもお話ししましたが、私が元暴力団員ですので、元暴力団員を雇用することには全く抵抗はありません。特に建設土木関係の仕事は、お金がすぐ必要であったり、脛に傷が有る人間が集まっているのかな。そんな感じです。また、昨今の土木業界や運送業界は、慢性的な人手不足です。肉体的にもしんどい職種ですし、採用しても長続きせずにすぐに辞めていく者が多いのが現状です。ハローワークや民間の求人案内で人材募集をしても、なかなか思うように人手が集まりません。なので、県警には、今後もどんどんと就労支援者を送っていただきたいと思っています。

Q 今回はインタビューに回答いただきありがとうございます。今後とも宜しくお願いします。

A こちらこそ、宜しくお願いします。

民暴弁護士による身近な 法律相談

Q & A

担当弁護士
平和通り法律事務所
小鉢 由美 弁護士

〒802-0003
北九州市小倉北区米町1-1-1
小倉駅前ひびきビル303号
TEL:093-953-6237
FAX:093-953-6238



暗号資産の名を騙った詐欺

Q

3か月前に、A男から、仮想通貨の投資話を持ちかけられました。初めてでしたが、アメリカでは有名なXYZという大手の会社のものだと言ってA男がしつこく持ち掛けることもあり、100万円を預けました。すると1か月後に利益が出たとかで、A男が現金で20万円を持ってきました。すっかりA男を信用した私は、最終的に合計500万円をA男に渡しました。私のほかにも何人かがお金を渡しているようで、A男は合計4000万円くらいを預かっていると言っていました。2週間前に、A男からXYZが破綻したことを知らされました。おかしいと思った私は、A男の事を調べると、指定暴力団〇〇会系の組員であることがわかりました。XYZという会社が存在したか、存在したとして本当に破綻したかもわからず、今後どのようにしてお金を回収すればよいのでしょうか。

A

「暗号資産（仮想通貨）」とは、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、「資金決済に関する法律」において、①不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できるが、法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではない。②電子的に記録され、移転できる。という性質をもつものと定義されています。代表的な暗号資産には、ビットコインなどがあり、銀行等の第三者を介することなく、財産的価値をやり取りすることが可能な仕組みです。

しかしながら、上記のように暗号資産は、「法定通貨」ではありません。また裏付け資産を持っていませんので、利用者の需給関係などの様々な要因によって、価値が大きく変動する傾向にあります。投資の仕組み自体が難しいため、暗号資産の取引を行う場合は、事業者から十分に説明を受け、内容をよく理解してから取引に入ることをお勧めします。さらに、そもそも暗号資産交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認をしてください。暗号資産など新しい投資の商品は、テレビなどで有名なタレントなどが広告に使われ、消費者としては安易に信用しがちではありますが、業者の存否や投資の仕組みなど、十分に調査をした上で取引に入ることが必要です。

今回の相談者の場合、XYZという会社が存在しない場合、A男から騙されて500万円の損害を被っているため、A男に対して損害賠償請求をすることになります。しかしながらA男に資力があるとは限りません。そこでA男が暴力団員であることから、暴対法31条の2を適用し、暴力団組長の民事責任を追求することが考えられます。具体的な損害賠償請求は事案毎に異なりますので、まずは暴追センターの無料法律相談をご利用ください。暗号資産に限らず、コロナ禍の臨時給付金等の名を騙った詐欺や悪質商法が増えていますのでご注意ください。

令和4年
下半期

地域・職域の暴排活動紹介

- 7月 7日 ●筑紫野市暴力追放推進市民協議会総会
- 7月29日 ●関門海峡花火大会における福岡・山口両県合同暴力団排除宣言式(写真1)
- 8月30日 ●福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会(写真2)
- 9月12日 ●福岡PayPayドーム・福岡ソフトバンクホークス暴力団等排除連絡協議会
- 10月19日 ●福岡高速道路工事暴力団等追放大会
- 10月26日 ●「暴力団追放!地域決起会議(福岡地区)」 「粕屋地区地域安全大会」(写真3)
- 10月29日 ●大牟田市暴力追放市民総決起大会
- 11月 9日 ●粕屋飲料店組合連合会暴力団排除宣言式(写真4)
- 11月11日 ●田川地区暴力団等追放総決起大会
- 11月30日 ●十日恵比須神社正月大祭暴力団排除宣言式(写真5)
- 12月 1日 ●暴力団壊滅久留米市民総決起大会
- 12月 5日 ●太宰府天満宮における例祭からの暴力団排除連絡協議会(写真6)



写真1) 関門海峡花火大会における福岡・山口両県合同暴力団排除宣言式



写真2) 福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会



写真4) 粕屋飲料店組合連合会暴力団排除宣言式



写真3) 「暴力団追放!地域決起会議(福岡地区)」 「粕屋地区地域安全大会」



写真5) 十日恵比須神社正月大祭暴力団排除宣言式



写真6) 太宰府天満宮における例祭からの暴力団排除連絡協議会

賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。
そのためには警察の取締りはもちろんであります。それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。
また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

2 入会について

賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催しています。
同セミナーでは、現在の暴力団情勢や民事介入暴力に対する対応要領に関する講習等を行います。

入会手続 詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。「入会申込書」をお送りします。

年会費 企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特典 会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。



不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。
暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などの講習(約3時間)を、現在オンラインで実施しています。

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事業所」のステッカーを無料で受領できます。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576) (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

暴力追放広報用ポスターの募集

募集!

- 1. 応募資格**
福岡県内の高等学校に在籍する生徒並びに福岡県内に居住又は勤務する16歳以上の方
- 2. 応募作品の規格等**
 - ・用紙のサイズは四つ切り(縦540mm、横379mm)とし、縦書き、横書きは問いません。
 - ・画材、画法は自由です。
 - ・図案には、文字を使用しても差し支えありません。
- 3. 応募方法**
応募作品の裏側には、住所、氏名、職業(学生の場合は、学校名、学年)、連絡先電話番号を記載してください。
- 4. 応募期間**
令和5年4月1日から同年6月30日までの間
- 5. 作品の送付先**
〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号福岡県吉塚合同庁舎5階
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター
- 6. 表彰**
暴力追放ポスターコンクール審査委員会が審査の上、優秀作品については、賞状及び記念品を贈呈します。
- 7. 暴力追放ポスターについてのお問い合わせ先**
(公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL.092-651-8938

お問い合わせは **公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター**

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 <http://www.fukuoka-boutui.or.jp/>